

交通事故の診療に関する留意点について 第2版

交通事故診療に対する受付の際には、

日本損害保険協会発行の「交通事故被害者のために」などを参照し、自由診療で受診するか、保険診療で受診するかを必ず確認して下さい。

自由診療を選択した場合、医療機関発行の同意書に署名をもらい、警察へ提出する診断書の要否を確認して下さい。

- ・診断書の交付を希望する場合、人身傷害事故としての対応とする。
- ・診断書の交付を希望しない場合、物損事故としての対応とする。
- ・免責事案なども考慮し、“本人確認のため”に運転免許証や保険証の控えをとっておいて下さい。

保険診療を選択した場合、第三者行為災害届を提出してもらうことや治療などは健保ルールとなることを書面などで説明し、健康保険法第74条や療養担当規則5条に則り、窓口で一部負担金等の受領を必ず行って下さい。

* 損害保険会社から「健保一括払」などと言われても、応じないようにして下さい。

健保使用の際の第三者とは、自動車損害賠償保障法第3条で下記のように規定されていません。

「自己のために自動車を運行する用に供するものは、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、事故及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意または過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではない。」

第三者行為災害の場合、健康保険を使用する際には「第三者行為による傷病届」を協会けんぽへ提出することによって被害者（患者）が持っている損害賠償請求権を協会けんぽは取得し、加害者（損害保険会社など）へ立て替えた医療費の請求を行います。労災の場合は、第三者行為災害届を労働基準監督署へ提出することによって、政府が労災保険給付と引き換えに被災者等が第三者に対して持っている損害賠償請求権を取得し、この権利を第三者（交通事故の場合は保険会社など）に直接行使することをいいます（求償）。

「第三者行為 事務処理の流れ」および「第三者行為災害のしおり」を参照して下さい。

診療の際には、

自由診療であっても、健康保険使用時と同様に、適切に検査治療を行って下さい。
リハビリテーションを行う場合も、自由診療であっても健康保険診療同様に疾患別リハビリテーションで算定している場合は、1単位20分などのルールは順守して下さい。
労災準拠とし再診時療養指導管理料を算定する場合は、日常生活動作や機能回復についての説明内容をカルテに記載して下さい。

治療終了の際には、

症状の消失、軽減など改善をもって患者了承の上、終了となる場合が多いと思われていますが、損害保険会社から患者の承諾なしに医療機関へ「治療費の支払い終了」もしくは患者へ一方的に「治療費の支払い終了」を告げる場合があります。

支払いの中止は治療の終了ではないものの、患者のみならず医療機関も混同する言葉なので充分留意して下さい。

「治療の終了」は医師の裁量で行われるものであり、損保会社が言えることは、あくまで「治療費の支払い終了」です。以降も治療が必要であるならば、健康保険での治療か、自由診療での治療での対応となります。患者の加害者に対する損害賠償請求権(民法422条 令和2年4月1日より改正)は存在しますが、一度「治療費の支払い終了」となった場合、現実として損害保険会社が求償に応じることはないと思われています。

後遺症診断書作成の際には、

日本臨床整形外科学会から平成29年5月9日に「交通事故診療における症状固定。後遺症の考え方」を、令和元年10月23日協会報第116号に「症状固定と後遺症診断書についての患者説明用文書」を、添付していますので参照して下さい。

さいごに、

令和2年9月に日本臨床整形外科学会編集の「Q&Aハンドブック交通事故診療第6版」が刊行されています。本文章中にも引用部位もありますが、日常交通事故診療に役立つことが多く記載されており、文書のダウンロードなどできるようになっておりますので、購入いただき利用して頂くことをお勧め致します。